

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、定時制通信教育手当」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第14条中「、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「定時制通信教育手当」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

2 静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、地域手当及び定時制通信教育手当」を「及び地域手当」に改める。

（静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

3 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中

「

給与条例第24条ただし書

給与条例第16条第2項中「100

	分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
定時制通信教育手当	へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項

を

給与条例第36条第2項	給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項
-------------	---

に

改める。

(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 4 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、勤勉手当若しくは定時制通信教育手当」を「若しくは勤勉手当」に改める。